

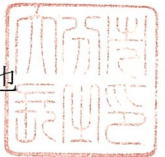
大分市公告第218号

観光文化姉妹都市「帯広市」締結60周年記念事業に係る学校間交流業務委託公募型プロポーザル実施要領について

観光文化姉妹都市「帯広市」締結60周年記念事業に係る学校間交流業務委託公募型プロポーザルを次の要領において実施する。

令和8年6月8日

大分市長 足立 信也



観光文化姉妹都市「帯広市」締結60周年記念事業に係る学校間交流業務委託
公募型プロポーザル実施要領

観光文化姉妹都市「帯広市」締結60周年記念事業に係る学校間交流業務 公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の概要

1 業務の目的

大分市と帯広市は、これまで長きにわたり、小学生を対象とした子ども親善相互交流や互いのイベントの開催等を通じて、友好を深めてきた。

節目となる令和8年度における60周年記念事業では、これまでの相互交流事業に加え、新たな学生等の人的交流や食等の魅力発信を行い、両市の絆をより一層深めていく。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

観光文化姉妹都市「帯広市」締結60周年記念事業に係る学校間交流業務
(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

本業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日(月)まで

(4) 委託契約上限額

1,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3 委託業者選定の方法

多角的かつ専門的な知見と豊富なノウハウを有する学校法人を募るため、公募型プロポーザル方式により、本業務の目的を達成し得る最も適した学校法人を選定するものとする。

4 担当部局

大分市商工労働観光部観光課（担当者：安藤、久恒）
住 所 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電 話 097-537-7043
FAX 097-537-5670
Eメール kanko2@city.oita.oita.jp

第2 プロポーザルの手続き及びスケジュール

1 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中ではないこと。
- (3) 企画提案書提出日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実または銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有している者であること。

2 本実施要領の内容等についての質問の受付及び回答

本業務に関し、質問がある場合は、下記により「質問書」（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年6月15日（月）午後5時15分まで
- (2) 提出先：「第1の4 担当部局」と同じ
- (3) 提出方法：事前に電話連絡の上、FAX、電子メールで提出すること。郵送、口頭による質問の受付は行わない。
- (4) 回答方法：令和8年6月18日（木）までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページ上で回答する。

3 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限：令和8年6月25日（木）午後5時15分まで
- (2) 提出先：「第1の4 担当部局」と同じ
- (3) 提出方法：直接持参または郵送（郵送による場合は、簡易書留郵便により、令和8年6月25日必着）とする。
- (4) 提出書類及び部数
 - ①「参加表明書」（様式第2号） 正本1部
 - ②「団体概要」（様式第3号） 正本1部
 - ③「誓約書」（様式第4号） 正本1部
 - ④「承諾書」（様式第5号） 正本1部
- (5) 参加資格確認結果の通知

参加表明者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全提出者に書面により通知する。併せて、参加資格を有する者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

4 参加の辞退

「参加表明書」にて参加意思を表明した後、参加を辞退するときは、「参加辞退届」（様式第6号）を提出すること。

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和8年7月7日（火）午後5時15分まで
- (2) 提出先：「第1の4 担当部局」と同じ
- (3) 提出方法：直接持参または郵送（郵送による場合は、簡易書留郵便により、令和8年7月7日必着）とする。
- (4) 提出書類
 - ① 「志望動機」（様式第7号）
 - ② 「団体概要」（様式第3号）※「第2の3（4）② 団体概要」と同じ
 - ③ 「見積書及び見積明細書」（任意様式）
- (5) 提出部数 5部

6 受託候補者の選定

(1) 選定委員会

本業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、厳正かつ公平に「企画提案書」等の審査・選定を行う。選定委員会の構成は、選定委員会設置要綱により、別に定める。

(2) 審査会

- ① 日 時 令和8年7月9日（木）予定
- ② 方 法 提出いただいた資料をもとに選定委員会委員のみで選定を行う。

(3) 選考方法

- ① 選定委員会において、提出された「企画提案書」を（4）に示す評価基準により審査し、受託候補者を選定する。
- ② 評価点が最高得点を得た者を受託候補者として選定し、第2位得点者を次点の受託候補者として決定する。最高得点を得た受託候補者と契約締結交渉を行うものとし、当該受託候補者が契約に応じない場合または失格に該当する場合には次点の受託候補者と交渉する。なお、評価点を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、最低基準点に達しない提案者は受託候補者として選定しないものとする。
- ③ 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会委員の協議により選定する。
- ④ 企画提案書等の提出した者（以下「企画提案者」という。）が1社であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該企画提案者を受託候補者として選定する。

(4) 審査基準

別紙「評価基準書」のとおり。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、企画提案者全員に、書面により通知する。
併せて、市のホームページにおいて、受託候補者名を公表する。

7 契約の締結

選定委員会により選定された受託候補者は、提案内容を基に大分市と速やかに協議を行う。協議が整った場合、必要な事項について改めて見積書を徴収し、内容を精査の上で随意契約により委託契約を締結するものとする。

なお、委託の内容は、「企画提案書」の内容に限定されることなく、締結する契約書によるものとする。

8 受託者選定までのスケジュール（予定）

	項目	期間等
1	公募開始	令和8年6月 8日（月）
2	質問書の提出期限	令和8年6月15日（月）17時15分まで
3	質問書に対する回答	令和8年6月18日（木）
4	参加表明書等の提出期限	令和8年6月25日（木）17時15分まで
5	参加資格確認結果の通知	令和8年6月30日（火）頃
6	企画提案書等の提出期限	令和8年7月 7日（火）17時15分まで
7	審査会実施	令和8年7月 9日（木）
8	選定結果の通知	令和8年7月 中旬（予定）
9	契約内容の調整・締結	令和8年7月 下旬（予定）

9 無効、失格等

(1) 「企画提案書」が以下のいずれかに該当する場合、その提案は無効とする。

- ① 本実施要領に示された提出先、提出期限、提出方法、作成様式等の条件に適合しない場合
- ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ③ 虚偽の内容が記載されている場合

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 審査の公平性を害する行為があった場合
- ② その他社会通念に照らし、失格にあたる事由があると選定委員会が認める場合

10 その他

- (1) 「企画提案書」は、1社につき1案とする。
- (2) 提出期限以降における「企画提案書」等提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 「企画提案書」等の提出書類の著作権は、企画提案者に帰属するものとする。ただし、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、第三者に開示することができるものとする。なお、提出された書類は一切返却しない。
- (4) 「企画提案書」の作成のために大分市より提供された資料は、公表・使用することはできないものとする。